

※このページは文字の大きさを確認するためのページです。書体を含めデザイン要素は未定です。
※執筆要項に基づいた表記の見本文作成のため、文章の内容は考慮していません。

年撮影の空中写真による)を参照した。都電停留所の名称は昭和35年現在である。次には台地を構成する地層を概観しよう。図4の四つの東西断面図にみられるように、台地はすべて関東ロームおよびローム質粘土におおわれ、両者を合わせた厚さは平坦な台地上では10ないし13メートルである。この図で関東ロームとしたのは、厚さ約50センチの黒土(表土)の下にある約三メートルの立川ローム層、約4メートルの武蔵野ローム層を合わせたもので、ほとんどが富士山からの火山灰である。ただし、武蔵野ローム層下部に挟まれる黄色い軽石(浮石ともいう、厚さ5～10センチ)は箱根火山に由来する。その下のローム質粘土は渋谷粘土とも呼ばれるが、横浜方面の下末吉ローム層に当たるもので、三～四枚の薄い軽石を狭んでいる。ローム質粘土は主に箱根火山に由来する火山灰が粘土化したものである。

近年の年代測定によると図5に記したように、黒土の下限が約1万年前、立川ローム層下限が約三万年前、武蔵野ローム層の下限が約六万年前、下末吉ローム層のそれが12～13万年前である。したがって、港区での関東ローム層(立川・武蔵野・下末吉ローム層)の厚さ一メートルは約1万年に当たる。



図1 東京の地形区分
塚爽平『東京の自然史』(紀伊国屋新書 1976刊)の図に一部改訂を加えた。

関東ローム層の下に広く分布するのは、砂と粘土・シルトよりなる上部東京層と呼ばれる地層で、厚さ10～20メートル、その下にはこれも広く分布する東京礫層がある。上部東京層のなかには貝化石を豊富に含み、浅い海底の堆積物であることを示している。図4からわかるように、上部東京層の上部は砂層よりなり、その上面は海拔15～20メートルで、平坦である。

その上に重なる関東ローム層は空から降って雪のように地面をおおった地層だから、台地上の平坦な地形の由来は、上部東京層よりなる平坦な浅海底であり、その浅海底が干上がって陸になったのは、下末吉ローム層下底の軽石の年代によって、12～13万年前であることが知られている。

【段丘の地形と地質】

東京礫層は厚さ数メートル、都内では荷重の大きい建造物のよい支持地盤であるとされ、超高層ビルや東京タワーの基礎は、ここにおかれているという。東京礫層の下には、粘土質または砂質の地層があり、下部東京層とか江戸川層とか呼ばれている、さらにそれ以深には上総(かずさ)層群に属する砂層や泥層がくる。

以上に記した台地を作る地層は、黒土をのぞくとほとんど第四紀更新世(別名洪積世、約180万



図1 東京の地形区分
塚爽平『東京の自然史』(紀伊国屋新書 1976刊)の図に一部改訂を加えた。

第1節 区域の再編と港区の誕生

◎こちらを採用予定

度の民主化が進められた。昭和18年（1943）に制定された東京都制の民主的改革も、戦後改革の一環として区域の再編成をともないつつ進められた。

【人口の質的問題】

ここでは主に、21年から22年にかけて行なわれた区域の再編成と港区誕生の経緯を扱う。昭和18年（1943）に制定された東京都制の民主的改革も、戦後改革の一環として区域の再編成をともないつつ進められた。ここでは主に、21年から22年にかけて行なわれた区域の再編成と港区誕生の経緯を扱う。これまでの歴史といった視点とは異なつて、人口からみた東京の地域別将来予測といった問題についてふれてみた。

- 一、区会ノ権限ハ抽象的例示主義ヲ採リ区ノ法人格ヲ市町村制ニ準シ拡大強化ス
- 二、都会ノ権限ハ具体的明示主義ヲ採リ府県制ニ準ス
- 三、警視庁ハ都ノ一部局タラシム

右本委員会ハ決定セルヲ以テ此段及報告候也

昭和二十一年二月八日

〔自治権拡張二関スル委員会〕がまとめた「都制改正案要綱案」

東京都の区部のなかでも、都心三区、すなわち千代田区、中央区、港区にたいして隣接区として新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、渋谷区、豊島区を1グループとし、それ以外の区である外周区との比較によつてながめてみる。まず、これら地域別の人口の推移については、表20・21「東京都の地域

度の民主化が進められた。昭和18年（1943）に制定された東京都制の民主的改革も、戦後改革の一環として区域の再編成をともないつつ進められた。

【人口の質的問題】

ここでは主に、21年から22年にかけて行なわれた区域の再編成と港区誕生の経緯を扱う。昭和18年（1943）に制定された東京都制の民主的改革も、戦後改革の一環として区域の再編成をともないつつ進められた。ここでは主に、21年から22年にかけて行なわれた区域の再編成と港区誕生の経緯を扱う。これまでの歴史といった視点とは異なつて、人口からみた東京の地域別将来予測といった問題についてふれてみた。

- 一、区会ノ権限ハ抽象的例示主義ヲ採リ区ノ法人格ヲ市町村制ニ準シ拡大強化ス
- 二、都会ノ権限ハ具体的明示主義ヲ採リ府県制ニ準ス
- 三、警視庁ハ都ノ一部局タラシム

右本委員会ハ決定セルヲ以テ此段及報告候也

昭和二十一年二月八日

〔自治権拡張二関スル委員会〕がまとめた「都制改正案要綱案」

東京都の区部のなかでも、都心三区、すなわち千代田区、中央区、港区にたいして隣接区として新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、渋谷区、豊島区を1グループとし、それ以外の区である外周区との比較によつてながめてみる。まず、これら地域別の人口の推移については、表20・21「東京都の地域別人口の推移」を参照していただきたい。昭和30年を1005.2の値を示しているのにたいして、区部のそれは124.1である。